

新潟民商

新潟民主商工会
新潟市中央区沼垂西3丁目10-14
電話 (243) 0141

15 48 月 1 日

倉敷民商の弾圧事件への支援を！ 県連役学習交流会

八月二二・二三日県連の役員学習会が六日町八海山に全県から一〇〇名が集まり開催されました。集会には、「税理士法違反」を口実とした事務局長が不当逮捕された倉敷民商の小原事務局長と、支援をしている浦野広明税理士が講演しました。

「民商の助け合いを、税理士法違反」とする不当判決と闘う！ 小原倉敷民商事務局長



一昨年事前通知なしの違法調査に対して税務署交渉で抗議するなど納税者の権利を守る運動をしたところ、突然民商事務所に国税局の査察官が捜査、逮捕・起訴され六カ月間勾留され、執行猶予付きの有罪判決に対して控訴して闘っています。こんなことが許されるなら、国民が税金について自由に相談すること自体が制限されることになる。納税者の権利を守るために運動する民商に対する弾圧と訴えました。

支援の運動を広げようと、会場からは八万円を超えるカンパが寄せられました。

自主計算・自主申告を守る民商運動

国民同士の助け合いは税理士法違反と無縁

浦野税理士の講演では、「法律なくして課税なし」が日本国憲法の原則、それは課税手続きにも及ぶ。納税者の権利を守らなければならぬが、税務署は「お上」意識で、国民には税務署に立てつかせないという体質がある。民商以外に納税者の権利を主張するところはない。民商の運動が無ければ、日本は「闇」になってしまふと、民商に対する熱烈的な激励がありました。倉敷民商に対する弾圧、国民の助け合いで国が介入すべきでなく、弾圧だ。判決は、そもそも税理士法に違反しているという前提での

日程

- 八月二二日 婦人部三役会
- 九月一日 共済三役会 商工フェア出店者会議
- 九月二日 国保引き下げせよ拡大常任理事会
- 九月四日 商工フェア実行委員会

判決。税理士法は「税理士は、他人の求めに応じ、租税に関する事務を行うことを業として」と規定しています

が、民商は「集まって、話し合い、相談し、助け合って、営業と生活を守ること」を原点にしている。「他人の求めに応じ、租税に関する事務」をいささかもしていない。全力を上げて倉敷民商を支援しようといふ強く訴えました。



新商連 幹部学校

集まって、話し合って、助け合える民商をつくらう

二日目の分散会

民商を強く大きくしたい。二日目の分散会では、活発な意見が出されました。上越民商からは、「拡大を願います」と応えてくれた」と嬉しい声、新潟の伊藤副会長は「今月三人の入会対象者にあたった経験、そして支部目標を決めて拡大運動に取り組んでいる様子も出されました。」

全体会では、長崎誠青年部長、地域名簿を地図落としをして集まって、話し合ったことは、欠席した会員にも知らせる、役員が率先して動くようにしようと発言しました。

美容業者交流会のご案内

9月7日(月曜日)午後2時から

場所 新潟民商会館

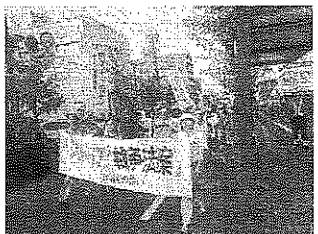
同業者だからこそ聞けること、教え合えること等々...

美容室「ベラミ」を営んでいる渡辺副会長が進行役を務め、美容業者の方々の意見交換の場として交流会を行います。長年携わっている方も、新規開業された方も、希望を持ちながらも、様々な問題や不安を抱えている会員も少なくないでしょう。この機会にぜひ皆さん、ご参加ください！

江南区 戦争法案反対の活動広まる

戦争法案成立阻止のため、江南区の活動家の方々が立ち上がっています。

八月十九日には、亀田駅前にて集会、パレードを行いました。総勢四十名の参加がありました。集会では戦争体験者の話があり、戦争を始める前の日本の状況を同じような状況になっていると話がありました。その後、亀田駅前から五月町の交差点までパレードを行いました。



帰宅ラッシュが始まる直前くらいのタイミングで、人通りも多くパレードの効果は十分にあつたと思います。

八月二〇日には、大江山「ちいさな美術館 季」で集会がありました。ここでは八名の参加があり、戦争に関して「戦争の体験」「現在思っていること」など意見交換を行いました。通常の集会和違ってレジュメはなし、一人ひとりが自由に発言しました。



☆戦争について

戦後七〇年でテレビ放送されている映画に関する話「あの映画はお勧めだ」「あの映画は戦争を美化している」など様々な意見がでました。

戦争は一度始まってしまえば「国民を守る為の戦争」ではなく「勝つための戦争」に話しがすり替わり「人命の重さを考えなくなる」

☆原発（放射能）について

日本には多数の原発がありミサイルで原発を狙われることを考えると防衛できない、やっぱり原発は即時廃止すべき、現状、国内の電気は不足していない。

木戸・石山・大形 記帳学習会

八月二一日（金）、東区プラザで木戸・石山・大形支部の合同記帳学習会が始まりました。全八回のコースで第一回目の開催です。今回は、開業したばかりの方や新聞読者の参加が特徴的でした。

学習内容は、はじめに「自主計算パンフレット」を使って自主計算・自主記帳を学習。白色・青色申告の違いでは、青色申告のメリットだけに着目せずに、白色申告が何故あるのか、記帳義務化の影響を学びました。そして、入出金伝票の書き方を覚えて終わりました。

今回は、現金の出入りを記帳する現金出納帳を学習します。今回参加することが出来なかった方も是非参加してください。

青年部記帳学習会

八月二〇日（木）、青年部主催の記帳学習会を開催しました。事務局含め八名の参加でした。今回は、参加者の要望でパソコン記帳の学習を行いました。

新規の参加者は、「今まで自分なりの帳面で記帳をしていたが、記帳義務化でパソコン記帳をしてみようと思った」という理由で参加。事務所のコンピュータ室で会計ソフト「弥生会計」で記帳の流れを覚えしました。

青年部記帳学習会は毎月開催予定ですので、参加してその場で記帳も出来ますし、記帳について疑問点が出たら参加してみたりと気軽に参加してください。

地域商店魅力アップ応援事業 後期募集要項、

民商の要望採用の回答を得る!

今月十八日に行われた商業振興課との「地域商店魅力アップ応援事業」後期募集要項改善についての懇談に於いて民商から出された要望について、商業振興課長から回答の連絡が入り、前回の交渉で確認した、やむを得ない店舗の移転や廃業の場合の補助金の返還を求めないことに加え、風営法2条の営業を営む店舗およびフランチャイズとして事業を営む店舗についても、申請時に添付する確認事項申出書の自主性を尊重する。相見積りは、義務化せず、見積書1通でも可能。実績報告書添付の領収書の額は、自己負担分(補助対象経費の2/3)の額でも認めることを確認した。他の要望についても引き続き交渉していく。